

青天ウィンドファーム合同会社「(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和7年4月17日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」について、青天ウィンドファーム合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 北海道紋別郡遠軽町美山周辺
原動力の種類： 風力（陸上）
出力： 最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 6年 5月16日
住民意見の概要等受理	令和 6年11月29日
北海道知事意見受理	令和 7年 2月 3日
経済産業大臣勧告発出	令和 7年 4月17日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、山崎
電話03-3501-1742（直通）

青天ウィンドファーム合同会社

「(仮称) 遠軽ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動の調査地点については、当該地域への影響を適切に予測及び評価できるよう、調査地点の追加について再検討の上、適切な位置に設定すること。また、騒音の現地調査については、季節による変動の可能性や休日に施工する可能性について十分に配慮した上で、地域の気象条件、騒音発生源の稼働状況等に基づき、適切な回数及び時期を設定すること。
2. 動植物の調査地点及び踏査ルートについては、土地改変や樹木伐採が予定される場所を踏まえて設定すること。
3. 対象事業実施区域及びその周辺では、オジロワシ、クマタカ等の希少猛きん類の生息が確認されているほか、渡り鳥の移動経路となっている可能性があることから、専門家の助言を踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域内に分布している植生自然度9のエゾイタヤシナノキ群落等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影等による重大な影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在に加え、施設の稼働による影響も含めて予測及び評価の実施を検討すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)